

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年7月18日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小松 幹太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇 保宏 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	世界セレクトティブ株式オープン（為替ヘッジあり／年1回決算型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

世界セレクトティブ株式オープン（為替ヘッジあり／年1回決算型）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

### (7)【申込期間】

2023年7月19日から2024年1月18日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

**(8)【申込取扱場所】**

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

**(9)【払込期日】**

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとしします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

**(10)【払込取扱場所】**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとしします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

**(11)【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

**(12)【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日本を除く世界の金融商品取引所上場株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

#### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (除く日本)		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (ファンドの特色3を) ご参照下さい。
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( )	その他 ( )	中南米		
資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リート)	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配 分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配 分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの	
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの	
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの	
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの	
	年6回(隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの	
	年12回(毎月)	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの	

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### < 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### < ファンドの特色 >

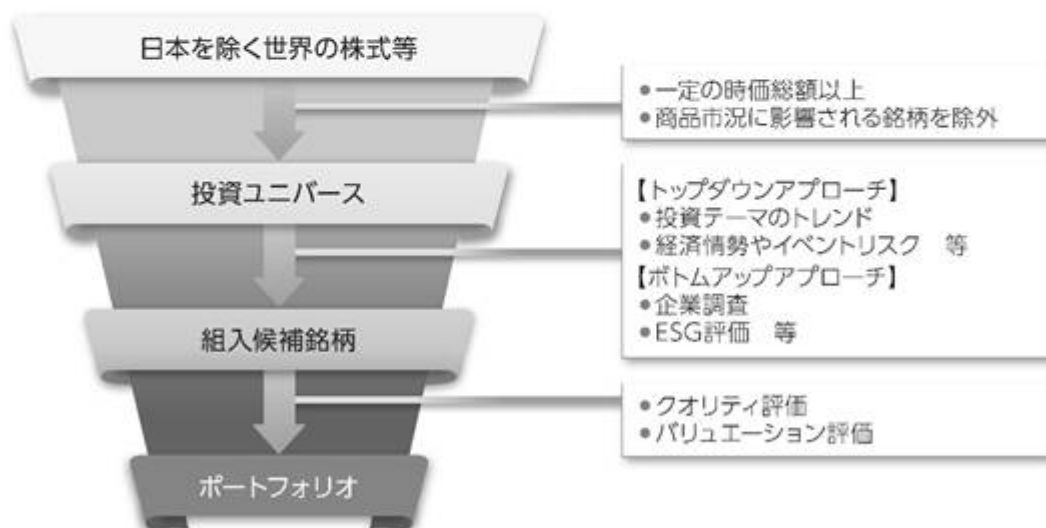


### 日本を除く世界の金融商品取引所上場株式等に投資します。

運用にあたっては、以下の方針を基本とします。

- 徹底したリサーチを通じて、持続的な優位性を持つ企業の株式等に投資することで、中長期での収益獲得をめざします。
- 市場環境に応じたポートフォリオの調整や株式組入比率の抑制などにより、世界の株式市場との連動性を一定程度以下に維持することで値下がりリスクの抑制に努めます。
- ポートフォリオ構築にあたっては、中長期での収益獲得に資すると考えられる銘柄への集中投資を行なうことを基本とします。

#### 銘柄選定およびポートフォリオ構築のイメージ



(注)「株式等」…DR(預託証券)およびリート(不動産投資信託証券)を含みます。

※DR: Depositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。



## 2 株式等の運用は、マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッドが担当します。

### マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッドについて

- マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド(2006年設立、本拠地:オーストラリア)は、マゼラン・フィナンシャル・グループ(MFG)の投資運用部門です。国際優良企業への投資によるグローバル株式運用に強みを持ち、個人・機関投資家向けにグローバルな投資ファンドを提供しています。

#### 投資哲学

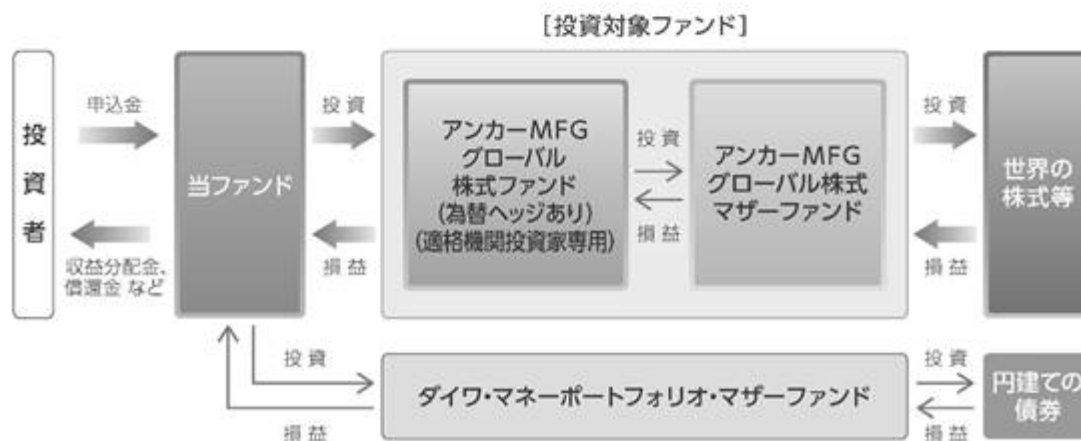
持続可能な競争優位性を持つ国際優良企業へ、ボラティリティを抑制しつつ投資を行なうことは、株式の持つ長期的かつ本源的なリターンを獲得する上で最も有効である。

## 3 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

- ◆ ただし、為替ヘッジを行なっても、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジの手段がない、あるいは、ヘッジコストが過大と判断される際には、一部の通貨について、為替ヘッジを行なわない場合があります。
- ◆ 為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

### ファンドの仕組み

- ◆ 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ 投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、世界の株式等に投資します。



- ◆ 通常の状態では「アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」への投資割合を、高位に維持することを基本とします。
- ◆ 「アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」において、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。
- ◆ 「アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」および「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」において、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

◆ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。



## 毎年4月25日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

（注）第1計算期間は、2021年4月25日（休業日の場合翌営業日）までとします。

### [分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

### <投資対象ファンドの概要>

#### 1. アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行いません。
主要投資対象	<p>&lt;ベビーファンド&gt;</p> <p>アンカーMFGグローバル株式マザーファンド（以下、「マザーファンド」）の受益証券</p> <p>&lt;マザーファンド&gt;</p> <p>海外の金融商品取引所に上場している企業の株式等 リート（不動産投資信託証券）やDR（預託証券）、その他の証券を含みません。</p>

投資態度	<p>&lt;ベビーファンド&gt;</p> <p>主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。</p> <p>マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>実質組入外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。ただし、為替ヘッジの手段がない、あるいは、ヘッジコストが過大と判断される際には、一部の通貨について、為替ヘッジを行なわない場合があります。</p> <p>外国為替取引の指図に関する権限の一部をノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコンに委託します。</p> <p>資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>&lt;マザーファンド&gt;</p> <p>徹底したリサーチを通じて選別した持続的な優位性を持つ高クオリティ企業の株式等に中長期に投資することで、一つの経済サイクルを通して年率10%以上のリターン獲得を目指します。</p> <p>ファンドの市場感応度を一定程度以下に調節することで値下がりリスクの抑制に努めます。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、確信度の高い銘柄に対する集中投資を行ないます。投資銘柄数は、原則として20銘柄以上、40銘柄以下とします。</p> <p>投資対象とする株式等は、取得時において、原則として時価総額250億米ドル以上の銘柄とします。ただし、原則として原油や天然資源などの商品市況に影響される銘柄は除きます。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。</p> <p>資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッドに外貨建資産の運用の指図に関する権限を委託します。</p>
------	--

<p>主な投資制限</p>	<p>&lt;ベビーファンド&gt;</p> <p>マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>株式等への直接投資は、原則として行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。</p> <p>新興国企業が発行する株式への実質投資割合は、原則として20%以内とします。</p> <p>GICS（世界産業分類基準）のセクター分類による金融セクターに対する実質投資割合は、原則として30%以内とします。</p> <p>一銘柄あたりの実質投資割合が5%を超える銘柄に対する合計の実質投資割合は、原則として40%以内とします。</p> <p>実質キャッシュ比率は、原則として20%以内とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>デリバティブ取引は、原則として行ないません。</p> <p>&lt;マザーファンド&gt;</p> <p>株式等への投資割合には制限を設けません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。</p> <p>新興国企業が発行する株式への投資割合は、原則として20%以内とします。</p> <p>GICS（世界産業分類基準）のセクター分類による金融セクターに対する投資割合は、原則として30%以内とします。</p> <p>ポートフォリオでの投資割合が5%を超える銘柄に対する合計の投資割合は、原則として40%以内とします。</p> <p>キャッシュ保有比率は、原則として20%以内とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>デリバティブ取引は、原則として行ないません。</p>
<p>設定日</p>	<p>2020年8月3日</p>
<p>信託期間</p>	<p>無期限</p>
<p>決算日</p>	<p>毎年4月1日(休業日の場合翌営業日)</p> <p>第1計算期間は、当初設定日～2021年4月1日(休業日の場合翌営業日)</p>
<p>収益分配方針</p>	<p>収益分配金額は、分配対象額の範囲（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含む）等の全額）内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、必ず分配を行なうものではありません。</p>

管理報酬等	純資産総額に対して年率0.825%(税抜0.75%)
ベンチマーク	-
委託会社	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
運用委託先	<マザーファンド>マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド <ベビーファンド>ノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコン
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社について

- ・1889年シカゴにて信託銀行として創業の金融グループ、ノーザン・トラスト・コーポレーションの資産運用部門の日本拠点です。
- ・ノーザン・トラスト・コーポレーションの資産運用部門は、グローバルに運用拠点を持ち、世界各地の年金基金、ソブリン・ファンド、金融機関等の機関投資家を主要顧客としてパッシブ運用やマネージャー・オブ・マネージャーズ運用(運用会社のリサーチ能力を生かし、複数の外部運用会社を選定し組み合わせた運用)に強みを持っています。

## 2. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

形態/表示通貨	国内籍の証券投資信託/円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2009年 4月23日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日(休業日の場合翌営業日)
運用管理費用 (信託報酬)	かかりません。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

### (2)【ファンドの沿革】

2020年7月31日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

2023年7月19日

信託期間終了日を2050年4月25日に変更（当初は2024年4月25日）

## (3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3）	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図	2	損益 信託金（ 3）
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社  再信託受託会社： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
	損益 投資	
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

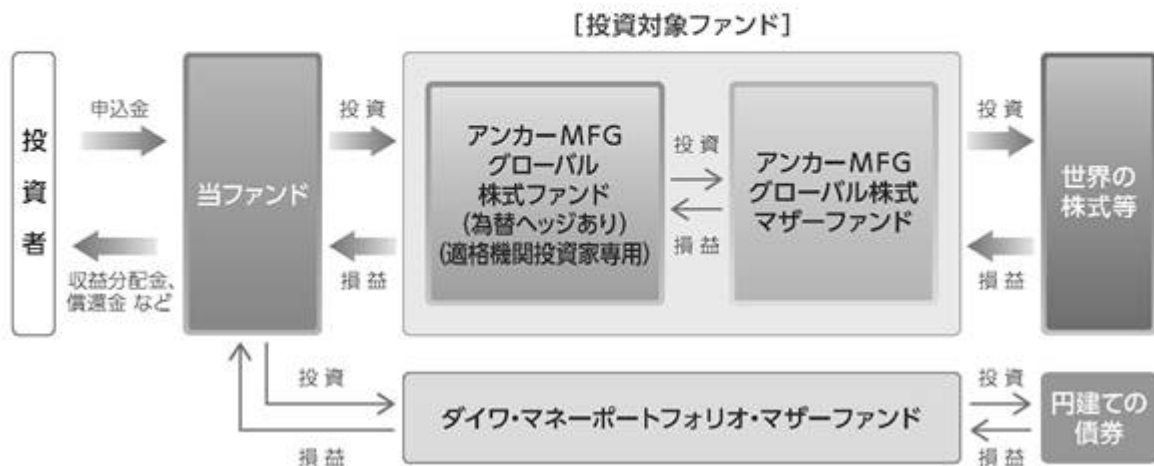
1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

## ファンドの仕組み

- ◆ 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆ 投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、世界の株式等に投資します。



< 委託会社の概況（2023年4月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

- 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
- 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 1960年 4月 1日 営業開始
- 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
- 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
- 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。  
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
- 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 主要投資対象

次の受益証券（振替受益権を含みます。）を主要投資対象とします。

1. アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）（以下「MFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）」といいます。）の受益証券
2. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券

#### 投資態度

イ. 主として、MFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）の受益証券を通じて、日本を除く世界の金融商品取引所上場株式等（DR（預託証券）および不動産投資信託証券を含みます。）に投資し、信託財産の成長をめざします。

ロ. MFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）の運用にあたっては、以下の方針を基本とします。

1. 徹底的なリサーチを通じて、持続的な優位性を持つ企業の株式等に投資することで、中長期での収益獲得をめざします。
2. 市場環境に応じたポートフォリオの調整や株式組入比率の抑制などにより、ファンドと世界の株式市場との連動性を一定程度以下に維持することで値下がりリスクの抑制に努めます。
3. ポートフォリオ構築にあたっては、中長期での収益獲得に資すると考えられる銘柄への集中投資を行なうことを基本とします。

ハ. 当ファンドは、MFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）とマザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態では、MFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）への投資割合を高位に維持することを基本とします。

ニ. MFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないません。ただし、為替ヘッジの手段がない、あるいは、ヘッジコストが過大と判断される際には、一部の通貨について、為替ヘッジを行なわない場合があります。

ホ. MFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）およびマザーファンドにおいて、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

ヘ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### <投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。



投資先ファンドの名称	アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
選定の方針	主として、日本を除く世界の金融商品取引所上場株式等（DR（預託証券）および不動産投資信託を含む。）に投資し、信託財産の成長をめざすファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。ただし、為替ヘッジの手段がない、あるいは、ヘッジコストが過大と判断される際には、一部の通貨について、為替ヘッジを行なわない場合がある。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

## (2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託の受益証券、次の2. に掲げる証券投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンドの受益証券

2. アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）の受益証券

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1. および前2. の受益証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

前 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### <投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

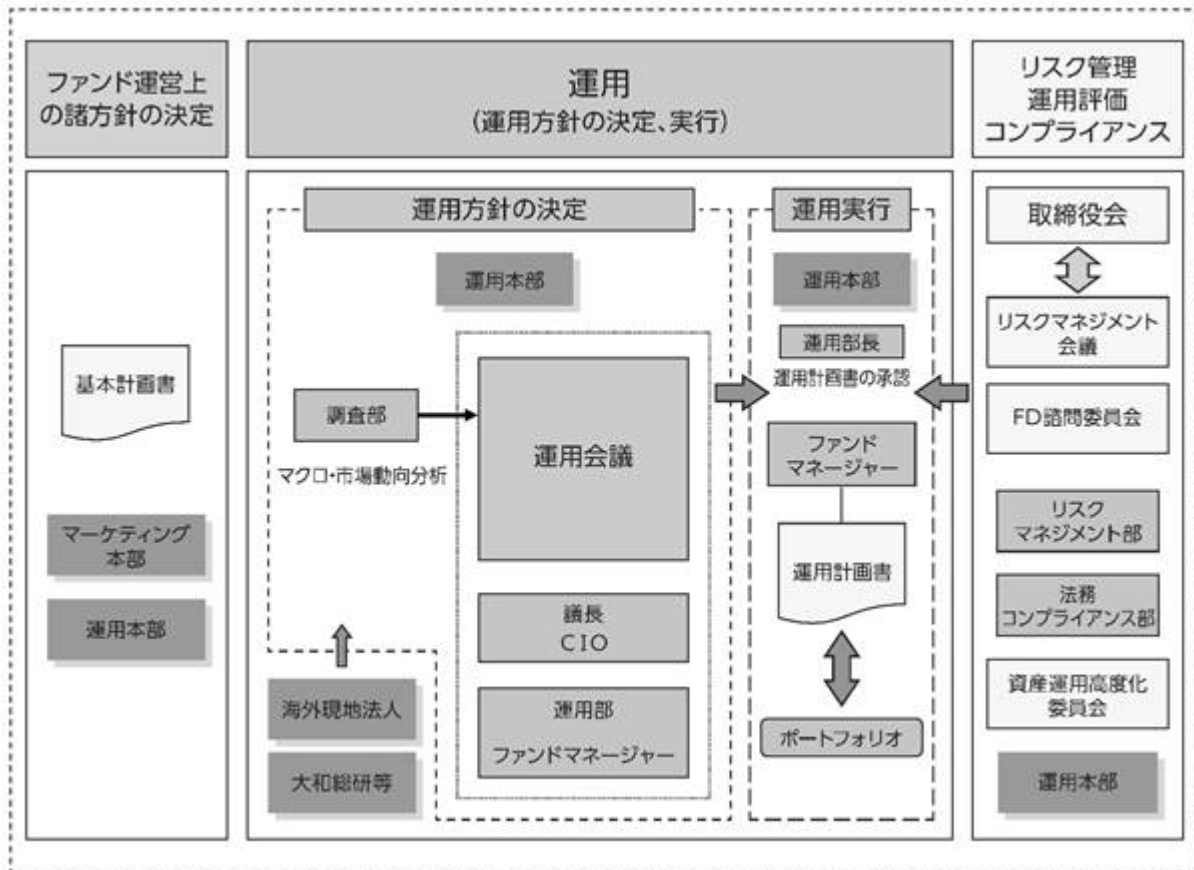
投資先ファンドの名称	アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
運用の基本方針	アンカーMFGグローバル株式マザーファンドの受益証券を通じて、信託財産の成長を目指して運用を行なうことを基本とします。
主要な投資対象	アンカーMFGグローバル株式マザーファンドの受益証券を通じて、海外の金融商品取引所に上場している企業の株式等に投資します。 リート（不動産投資信託証券）やDR（預託証券）、その他の証券を含みます。
委託会社等の名称	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社 <マザーファンド> 運用委託先：マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

#### (3) 【運用体制】

##### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

#### ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

#### イ．CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

#### ロ．Deputy-CIO (0～5名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

#### ハ．インベストメント・オフィサー (0～5名程度)

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

## ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

## ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

## ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

リスクマネジメント会議、FD諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は35～45名程度です。

## イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## ロ．FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

## ハ．資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2023年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

## (4)【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

## (5)【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と

して、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 資金の借入れ（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### < 参 考 > 投資対象ファンドについて

##### 1．アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

##### 2．ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

<p>主な投資制限</p>	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りません。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
---------------	---

償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
------	---

### 3【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

#### 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドの基準価額は、株価変動の影響を大きく受けます。

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

また、当ファンドは、新興国の株式にも投資することがあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

#### リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### 外国証券への投資に伴うリスク

#### イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

保有実質外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、一部の通貨について、為替ヘッジを行わない場合があるため、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

#### ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### (2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。

ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

## (3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

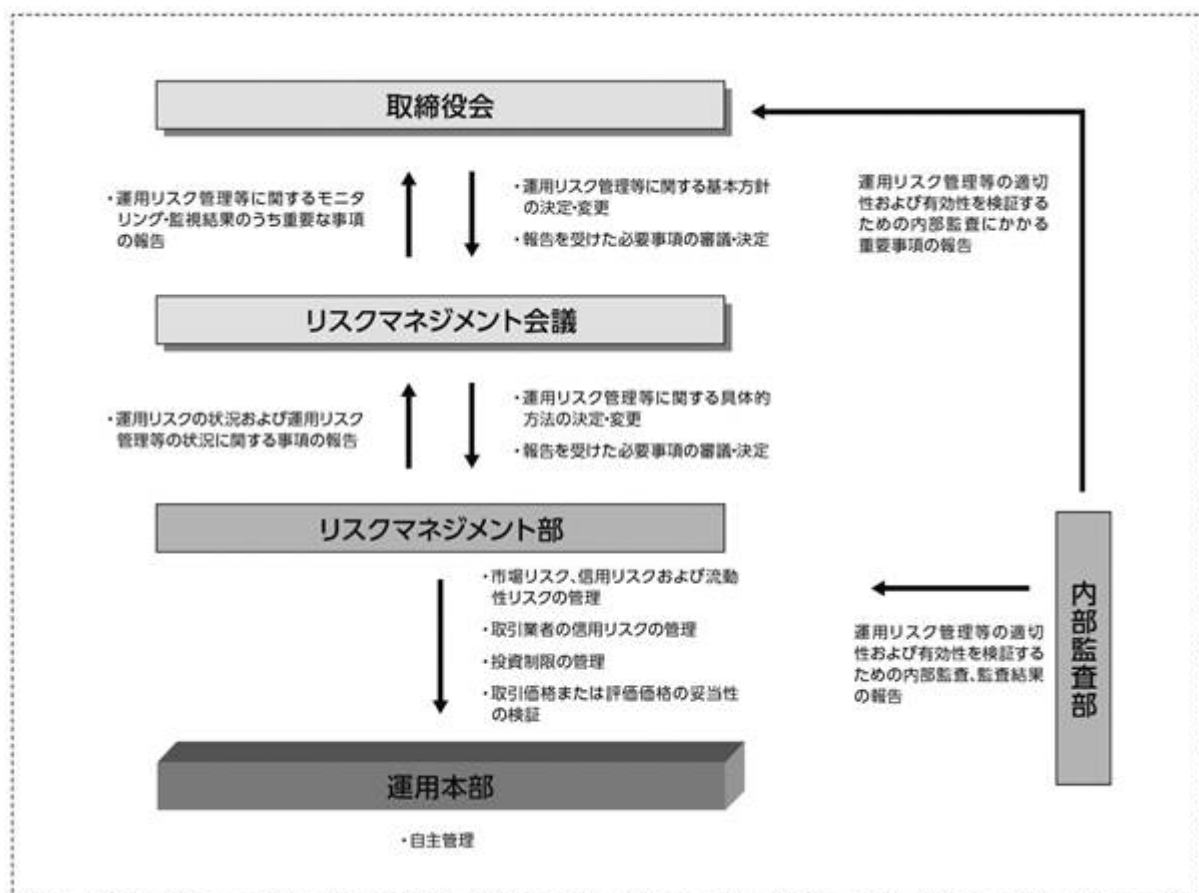
## 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## (4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



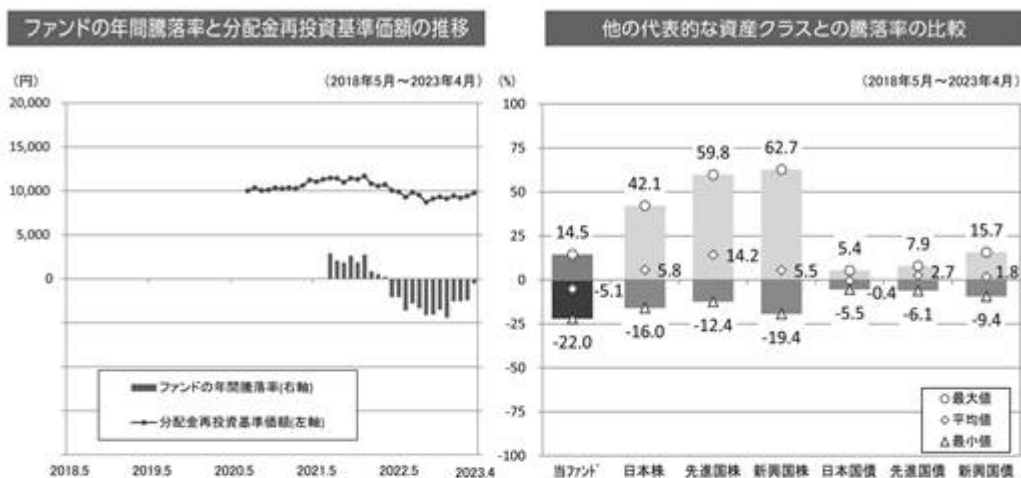
## 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX  
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）  
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）  
 日本国債：NOMURA-BPI国債  
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）  
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。【<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>】●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1275%（税抜1.025%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.30% （税抜）	年率0.70% （税抜）	年率0.025% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の<投資対象ファンドの概要>をご参照下さい。なお、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.9525%（税込）程度です。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

## (4)【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

( ) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

#### < 投資対象ファンドより支弁する手数料等 >

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

#### イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

#### ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

#### ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

#### 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（ ）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

#### <注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個別元本について、詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- ( ) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ( ) 上記は、2023年4月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(注) 2024年以降、NISAの抜本的拡充・恒久化が図られ、新しいNISAが導入されます。新しいNISAの適用対象ファンドにつきましては、委託会社のホームページ〔 <https://www.daiwa-am.co.jp/> 〕に掲載しますので、ご確認ください。

当ファンドにおける上記の「少額投資非課税制度」に関する取扱いは、2023年12月末購入分までとなります。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】（2023年4月28日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	150,315,509	98.94
内 日本	150,315,509	98.94
親投資信託受益証券	999	0.00
内 日本	999	0.00
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,606,762	1.06
純資産総額	151,923,270	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2)【投資資産】（2023年4月28日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	アンカーMFGグローバル株式ファンド(為替ヘッジあり)	日本	投資信託 受益証券	148,371,838	1.0074 149,469,789	1.0131 150,315,509	98.94
2	ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	998	1.0017 999	1.0016 999	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.94%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	98.94%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2021年4月26日)	208,950,180	210,830,037	1.1115	1.1215
第2計算期間末 (2022年4月25日)	183,139,515	183,139,515	1.0001	1.0001
2022年4月末日	182,342,386	-	0.9958	-
5月末日	179,682,051	-	0.9812	-
6月末日	168,297,159	-	0.9200	-
7月末日	171,639,429	-	0.9762	-
8月末日	158,379,248	-	0.9443	-
9月末日	144,721,419	-	0.8629	-
10月末日	150,553,057	-	0.9029	-
11月末日	152,313,903	-	0.9238	-
12月末日	151,963,850	-	0.9027	-
2023年1月末日	157,252,645	-	0.9341	-
2月末日	153,529,092	-	0.9120	-
3月末日	148,044,438	-	0.9326	-
第3計算期間末 (2023年4月25日)	152,932,561	152,932,561	0.9633	0.9633
4月末日	151,923,270	-	0.9686	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0100
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	12.2
第2計算期間	10.0
第3計算期間	3.7

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	187,985,796	10,000,000
第2計算期間	632,538	5,500,194
第3計算期間	4,013,079	28,373,316

(注) 当初設定数量は10,000,000口です。

## (参考) 投資信託証券

アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

(1) 投資状況（2023年3月31日現在）

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	476,916,947	104.16
内 日本	476,916,947	104.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	19,050,760	4.16
純資産総額	457,866,187	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別内訳です。

## 参考情報 アンカーMFGグローバル株式マザーファンド

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	28,480,422,689	93.93
内 アメリカ	18,572,958,417	61.26
内 フランス	2,085,671,310	6.88
内 イギリス	2,058,279,176	6.79
内 スイス	1,835,211,797	6.05
内 オランダ	1,299,300,022	4.29
内 ドイツ	1,200,622,332	3.96
内 カナダ	822,096,789	2.71
内 香港	581,232,057	1.92
内 スペイン	25,050,789	0.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,839,687,656	6.07
純資産総額	30,320,110,345	100.00



（注1） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2） 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別内訳です。

（注3） 地域は、上場市場国による分類です。

（2）投資資産（2023年3月31日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口または額 面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	アンカーMFGグローバル株式マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	324,808,927	1.4297 464,379,323	1.4683 476,916,947	104.16

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	104.16
合計	104.16

ハ.投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

参考情報 アンカーMFGグローバル株式マザーファンド

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口ま たは額面金 額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェ ア・サービス	38,493	34,294.50 1,320,098,569	37,929.19 1,460,008,560	4.82
2	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	金融サービス	45,647	26,290.72 1,200,092,573	29,691.73 1,355,338,435	4.47
3	ASML HLDG NV	オランダ	株式	半導体・半導 体製造装置	14,296	68,122.64 973,881,301	90,885.56 1,299,300,022	4.29
4	INTUIT INC	アメリカ	株式	ソフトウェ ア・サービス	21,198	58,373.97 1,237,411,517	58,765.21 1,245,705,084	4.11

5	SAP SE	ドイツ	株式	ソフトウェア・サービス	71,422	13,524.27 965,930,640	16,810.25 1,200,622,332	3.96
6	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	アメリカ	株式	金融サービス	85,492	12,667.99 1,083,011,895	13,717.53 1,172,739,664	3.87
7	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	金融サービス	24,425	42,263.58 1,032,287,948	47,971.98 1,171,715,802	3.86
8	YUM! BRANDS INC	アメリカ	株式	消費者サービス	66,119	15,299.86 1,011,611,932	17,269.43 1,141,837,766	3.77
9	NESTLE SA-REG	スイス	株式	食品・飲料・ タバコ	67,088	16,270.53 1,091,557,397	16,185.75 1,085,870,159	3.58
10	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	フランス	株式	耐久消費財・ アパレル	8,876	92,281.56 819,091,140	120,510.44 1,069,650,665	3.53
11	DIAGEO PLC	英国	株式	食品・飲料・ タバコ	178,952	5,877.37 1,051,768,905	5,928.70 1,060,953,366	3.50
12	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	アメリカ	株式	消費者サービス	4,692	177,621.60 833,400,575	223,284.86 1,047,652,563	3.46
13	MCDONALDS CORP	アメリカ	株式	消費者サービス	27,776	32,965.88 915,660,460	37,093.29 1,030,303,464	3.40
14	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	英国	株式	家庭用品・ パーソナル用品	97,728	10,215.05 998,296,601	10,205.11 997,325,810	3.29
15	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	メディア・娯 楽	72,957	14,367.29 1,048,194,890	13,529.25 987,054,192	3.26
16	LOWES COS INC	アメリカ	株式	一般消費財・ サービス流 通・小売り	36,648	23,637.48 866,266,389	25,724.55 942,753,473	3.11
17	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費財・ サービス流 通・小売り	68,603	14,183.55 973,034,533	13,620.06 934,376,976	3.08
18	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロ ジー・ハード ウェアおよび 機器	42,081	19,640.92 826,509,878	21,679.93 912,313,167	3.01
19	UNITEDHEALTH GRP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア機 器・サービス	14,452	67,272.41 972,220,927	62,767.11 907,110,299	2.99
20	BROOKFIELD CORP	カナダ	株式	金融サービス	194,601	4,643.22 903,576,228	4,224.52 822,096,789	2.71
21	HCA HEALTHCARE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア機 器・サービス	22,056	23,752.31 523,881,090	34,643.02 764,086,519	2.52

22	NOVARTIS AG-REG	スイス	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	61,510	11,817.03 726,865,884	12,182.43 749,341,638	2.47
23	US BANCORP	アメリカ	株式	銀行	123,669	6,145.05 759,952,262	4,733.63 585,404,339	1.93
24	TRANE TECHNOLOGIES PLC	アメリカ	株式	資本財	23,842	24,958.09 595,050,836	24,423.97 582,316,347	1.92
25	AIA GRP LTD	香港	株式	保険	411,687	1,462.73 602,188,419	1,411.83 581,232,057	1.92
26	L OREAL	フランス	株式	家庭用品・パーソナル用品	9,728	49,129.87 477,935,382	59,096.74 574,893,145	1.90
27	WEC ENERGY GRP INC	アメリカ	株式	公益事業	43,455	13,218.13 574,394,043	12,611.90 548,050,483	1.81
28	XCEL ENERGY INC	アメリカ	株式	公益事業	58,917	9,328.40 549,601,684	8,934.49 526,393,482	1.74
29	PEPSICO INC	アメリカ	株式	食品・飲料・タバコ	18,351	22,254.10 408,385,168	24,146.22 443,107,464	1.46
30	SAFRAN SA	フランス	株式	資本財	22,103	13,728.28 303,436,199	19,957.81 441,127,500	1.45

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 業種は、GICS(世界産業分類基準)の産業グループによる分類です。

(注3) 地域は、上場市場国による分類です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
株式	93.93
合計	93.93

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
金融サービス	14.91
ソフトウェア・サービス	12.88
消費者サービス	10.70
食品・飲料・タバコ	8.54
一般消費財・サービス流通・小売り	6.19
ヘルスケア機器・サービス	5.51
家庭用品・パーソナル用品	5.19
公益事業	4.97

メディア・娯楽	4.51
半導体・半導体製造装置	4.29
耐久消費財・アパレル	3.53
資本財	3.38
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.01
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.47
銀行	1.93
保険	1.92
合計	93.93

(注) 業種は、GICS(世界産業分類基準)の産業グループによる分類です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### (参考) マザーファンド

ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

#### (1) 投資状況 (2023年4月28日現在)

##### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	75,422,540,331	100.00
純資産総額	75,422,540,331	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

#### (2) 投資資産 (2023年4月28日現在)

##### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

該当事項はありません。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

## 八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## （参考情報）運用実績

## ●世界セレクトティブ株式オープン（為替ヘッジあり／年1回決算型）

2023年4月28日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,686円
純資産総額	1.5億円



※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 100円

決算期	第1期 21年4月	第2期 22年4月	第3期 23年4月						
分配金	100円	0円	0円						

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

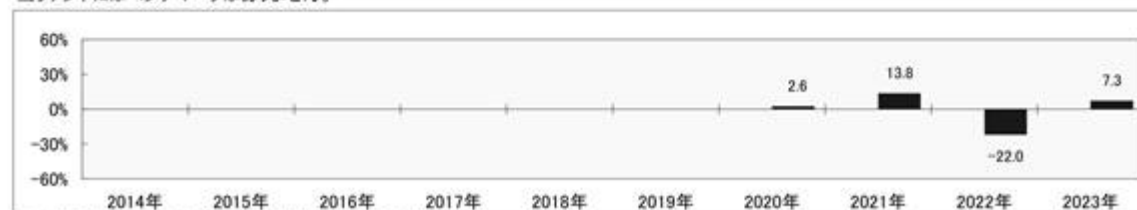
## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ	アンカーMFGグローバル株式ファンド(為替ヘッジあり)	98.9%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド	0.0%
合計		98.9%

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2020年は設定日(7月31日)から年末、2023年は4月28日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## (参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
世界セレクトティブ株式オープン (為替ヘッジあり/年1回決算型)	2.08%	1.13%	0.95%

※対象期間は2022年4月26日～2023年4月25日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日（休業日を除きます。）の前営業日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

### 2【換金（解約）手続等】



委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日（休業日を除きます。）の前営業日の一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消することができるものとします。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）の受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
  1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
  2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
  3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2020年7月31日から2050年4月25日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年4月26日から翌年4月25日までとします。ただし、第1計算期間は、2020年7月31日から2021年4月25日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5)【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とするアンカーMFGグローバル株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
4. 前3.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

##### < 収益分配金および償還金にかかる請求権 >

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### < 換金請求権 >

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2022年4月26日から2023年4月25日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

世界セレクトティブ株式オープン（為替ヘッジあり/年1回決算型）

## (1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2022年4月25日現在	第3期 2023年4月25日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	4,803,347	2,208,086
投資信託受益証券	179,466,972	151,591,056
親投資信託受益証券	999	999
流動資産合計	184,271,318	153,800,141
資産合計	184,271,318	153,800,141
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	27,358	20,970
未払委託者報酬	1,096,311	840,400
その他未払費用	8,134	6,210
流動負債合計	1,131,803	867,580
負債合計	1,131,803	867,580
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 183,118,140	<sup>1</sup> 158,757,903
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sup>2</sup> 21,375	<sup>2</sup> 5,825,342
（分配準備積立金）	16,113,405	13,638,992
元本等合計	183,139,515	152,932,561
純資産合計	183,139,515	152,932,561
負債純資産合計	184,271,318	153,800,141

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期		第3期	
	自 2021年4月27日 至 2022年4月25日		自 2022年4月26日 至 2023年4月25日	
<b>営業収益</b>				
受取利息		10		-
有価証券売買等損益		17,999,500		5,775,916
営業収益合計		17,999,490		5,775,916
<b>営業費用</b>				
支払利息		471		571
受託者報酬		56,186		43,785
委託者報酬		2,251,526		1,754,943
その他費用		16,701		12,986
営業費用合計		2,324,884		1,812,285
営業損失( )		20,324,374		7,588,201
経常損失( )		20,324,374		7,588,201
当期純損失( )		20,324,374		7,588,201
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		69,844		1,996,557
期首剰余金又は期首欠損金( )		20,964,384		21,375
剰余金増加額又は欠損金減少額		64,463		11,973
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		11,973
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		64,463		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		613,254		267,046
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		613,254		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		267,046
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金( )		21,375		5,825,342



## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第3期	
	自 2022年4月26日	至 2023年4月25日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第2期	第3期
	2022年4月25日現在	2023年4月25日現在
1. 1 期首元本額	187,985,796円	183,118,140円
期中追加設定元本額	632,538円	4,013,079円
期中一部解約元本額	5,500,194円	28,373,316円
2. 計算期間末日における受益権の総数	183,118,140口	158,757,903口
3. 2 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は5,825,342円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第2期	第3期
	自 2021年4月27日 至 2022年4月25日	自 2022年4月26日 至 2023年4月25日
1 分配金の計算過程	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（53,136円）及び分配準備積立金（16,113,405円）より分配対象額は16,166,541円（1万口当たり882.85円）であり、分配を行っておりません。</p>	<p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（376,844円）及び分配準備積立金（13,638,992円）より分配対象額は14,015,836円（1万口当たり882.84円）であり、分配を行っておりません。</p>

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	第3期
	自 2022年4月26日 至 2023年4月25日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p>
2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	---

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第3期
	2023年4月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	第2期	第3期
	2022年4月25日現在	2023年4月25日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	17,872,160	4,036,261
親投資信託受益証券	1	0
合計	17,872,161	4,036,261

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第2期	第3期
2022年4月25日現在	2023年4月25日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第3期
自 2022年4月26日
至 2023年4月25日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	第2期 2022年4月25日現在	第3期 2023年4月25日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0001円 (10,001円)	0.9633円 (9,633円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	アンカーMFGグローバル株式ファンド (為替ヘッジあり)(適格機関投資家 専用)	150,477,523	151,591,056	
投資信託受益証券 合計			151,591,056	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーポートフォリオ・マ ザーファンド	998	999	
親投資信託受益証券 合計			999	
合計			151,592,055	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは、「アンカーMFGグローバル株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「アンカーMFGグローバル株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### ファンドの経理状況

(1) 当ファンドは私募の形をとっておりますが、第2期計算期間(2021年4月2日から2022年4月1日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第2期計算期間(2021年4月2日から2022年4月1日まで)の財務諸表について、東陽監査法人による監査を受けております。

### 1 財務諸表

アンカーMFGグローバル株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)

(1) 貸借対照表

		(単位:円)		
		期別	第1期	第2期
		(2021年4月1日現在)	(2022年4月1日現在)	
科目		金額	金額	
<b>資産の部</b>				
	<b>流動資産</b>			
	金銭信託	13	20	
	親投資信託受益証券	681,824,606	607,965,867	
	派生商品評価勘定	3,795	10,389	
	未収入金	-	172,358	
	<b>流動資産合計</b>	681,828,304	608,148,634	
	<b>資産合計</b>	681,828,304	608,148,634	
<b>負債の部</b>				
	<b>流動負債</b>			
	派生商品評価勘定	35,947,353	31,309,698	
	未払金	601,231	370,663	
	未払委託者報酬	58,304	54,257	
	未払委託者報酬	1,190,989	1,108,362	
	その他未払費用	550,000	550,000	
	<b>流動負債合計</b>	38,347,927	33,392,980	
	<b>負債合計</b>	38,347,927	33,392,980	
<b>純資産の部</b>				
	<b>元本等</b>			
	元本			
	元本	598,589,271	528,962,342	
	剰余金			
	期末剰余金又は期末欠損金(△)	44,891,106	45,793,312	
	(分配準備積立金)	28,500,352	28,130,999	
	<b>元本等合計</b>	643,480,377	574,755,654	
	<b>純資産合計</b>	643,480,377	574,755,654	
	<b>負債・純資産合計</b>	681,828,304	608,148,634	

## (2) 損益及び剰余金計算書

		(単位:円)	
		第1期	第2期
		自2020年8月3日	自2021年4月2日
		至2021年4月1日	至2022年4月1日
科目		金額	金額
営業収益			
	受取配当金	-	-
	配当株式	-	-
	受取利息	-	-
	有価証券売買等損益	66,067,847	71,472,085
	派生商品取引等損益	-	-
	為替差損益	△ 33,859,642	△ 55,134,861
	経過差益	-	-
	その他収益	-	-
営業収益合計		32,208,205	16,337,224
営業費用			
	募集手数料	-	-
	支払利息	-	-
	受託者報酬	119,372	247,902
	委託者報酬	2,438,469	5,064,052
	その他費用	550,000	550,000
営業費用合計		3,107,841	5,861,954
営業利益又は営業損失(△)		29,100,364	10,475,270
経常利益又は経常損失(△)		29,100,364	10,475,270
当期純利益又は当期純損失(△)		29,100,364	10,475,270
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		600,012	6,225,798
期首剰余金又は期首欠損金(△)		-	44,891,106
剰余金増加額又は欠損金減少額		17,097,557	4,385,490
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		17,097,557	4,385,490
剰余金減少額又は欠損金増加額		706,803	7,732,756
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		706,803	7,732,756
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		44,891,106	45,793,312

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第2期計算期間
		自2021年4月2日 至2022年4月1日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>外国為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	期別 第1期計算期間末 2021年4月1日現在	第2期計算期間末 2022年4月1日現在
1. 受益権の総数	598,589,271口  1.0750円 (10,750円)	528,962,342口  1.0866円 (10,866円)
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期別 第1期計算期間 自2020年8月3日 至2021年4月1日	第2期計算期間 自2021年4月2日 至2022年4月1日



<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用</p>	<p>ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ・グループでは、グループ内の運用委託報酬を包括的に定めた取り決めに結んでおりますが、当該取り決めに基づく運用委託報酬を含めた費用はファンド単位ではなく会社単位で計算されております。</p> <p>そのため、当ファンドに限定した運用委託報酬額の計算は困難なため、金額の記載を行っておりません。</p>	<p>同左</p>
<p>2. 分配金の計算過程</p>	<p>計算期間末に、費用控除後の配当等収益3,158,740円、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益25,341,612円、収益調整金16,390,754円及び分配準備積立金0円より分配対象収益は44,891,106円（1万口当たり749円）となりますが、分配を行いませんでした。</p>	<p>計算期間末に、費用控除後の配当等収益額2,979,970円、費用控除後及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益1,269,502円、収益調整金額17,662,313円及び、分配準備積立金額23,881,527円から分配対象収益額は45,793,312円（1万口当たり865円）となりますが、分配を行いませんでした。</p>

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

項目	期別	第1期計算期間 自2020年8月3日 至2021年4月1日	第2期計算期間 自2021年4月2日 至2022年4月1日
----	----	-------------------------------------	-------------------------------------

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券に関する注記）」に記載されております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替変動リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として為替予約取引を行っております。為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、組織規程に基づき、法令等及び投資ガイドライン等の遵守に関する事項を担当するコンプライアンス部と、市場リスク等リスク管理の検証を担当する業務部が設置されております。コンプライアンス部は投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行っております。</p> <p>さらに、リスク管理規程その他の社内規程に基づき、運用リスクに係る状況の把握と同一リスクの管理のための方策を決定することを目的として、パフォーマンス検討</p>	同左

<p>4 . 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>委員会が設置され、定期的開催されております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>
--------------------------------	---	---

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第1期計算期間末 2021年4月1日現在	第2期計算期間末 2022年4月1日現在
----	----	-------------------------	-------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法 (1) 親投資信託受益証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
(2) 派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。	同左
(3) 金銭債権及び金銭債務	貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第1期計算期間（自 2020年8月3日 至 2021年4月1日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	65,067,300
合 計	65,067,300

第2期計算期間（自 2021年4月2日 至 2022年4月1日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	59,705,605
合 計	59,705,605

## （デリバティブ取引に関する注記）

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表(通貨)								
(2021年4月1日現在)								
区分	種類	買建/売建	通貨	契約額等		時価	(単位:円)	
				契約額等	うち一年超		評価損益	
市場取引以外の取引	為替予約取引	売建	米ドル	445,404,894	-	474,402,780	△ 28,997,886	
			香港ドル	65,202,190	-	69,198,000	△ 3,995,810	
			スイス・フラン	46,787,022	-	46,834,620	△ 47,598	
			ユーロ	34,409,635	-	35,506,380	△ 1,096,745	
			スターリング・ポンド	25,376,850	-	27,182,379	△ 1,805,529	
合計	小計			617,180,591	-	653,124,159	△ 35,943,568	
(2022年4月1日現在)								
区分	種類	買建/売建	通貨	契約額等		時価	(単位:円)	
				契約額等	うち一年超		評価損益	
市場取引以外の取引	為替予約取引	売建	米ドル	442,948,603	-	468,561,777	△ 25,613,174	
			スイス・フラン	44,370,694	-	46,958,690	△ 2,587,996	
			スターリング・ポンド	45,155,940	-	46,688,040	△ 1,532,100	
			ユーロ	34,690,796	-	36,256,835	△ 1,566,039	
			合計	小計			567,166,033	-

## （注）時価の算定方法

（１）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ）同期間末日において当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後２つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ）同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

（２）同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（３）上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はございません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はございません。

## （その他の注記）

## 元本額の変動

項目	期別 第1期計算期間末 2021年4月1日現在	第2期計算期間末 2022年4月1日現在
期首元本額	19,980,000円	598,589,271円
期中追加設定元本額	606,302,455円	30,614,510円
期中一部解約元本額	27,693,184円	100,241,439円

## （4）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はございません。

## 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額	備考
親投資信託 受益証券	アンカーMFG グローバル株式マザー ファンド	426,164,214	607,965,867	-

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表（デリバティブ取引に関する注記）に注記しており、ここでは省略しております。

## 参考情報

当ファンドは、「アンカーMFGグローバル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、当ファンドの当計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「アンカーMFGグローバル株式マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

		(単位:円)	
		(2021年4月1日現在)	(2022年4月1日現在)
科目		金額	金額
<b>資産の部</b>			
	流動資産		
	預金	2,531,596,823	3,364,977,469
	金銭信託	79,819,697	78,711,086
	株券	40,500,476,927	36,276,577,841
	投資証券	1,630,544,876	1,453,936,508
	未収入金	-	246,273,563
	未取配当金	9,733,349	13,703,923
	流動資産合計	44,852,171,663	41,454,182,389
	資産合計	44,852,171,663	41,454,182,389
<b>負債の部</b>			
	流動負債		
	派生商品評価勘定	-	99,729
	未払金	-	52,000,333
	未払解約金	-	203,000,000
	流動負債合計	-	255,100,067
	負債合計	-	255,100,067
<b>純資産の部</b>			
	元本等		
	元本		
	元本	34,969,708,786	28,879,149,563
	剰余金		
	期末剰余金又は期末欠損金(△)	9,382,462,377	12,319,932,759
	(分配準備積立金)	-	-
	元本等合計	44,852,171,663	41,199,082,322
	純資産合計	44,852,171,663	41,199,082,322
	負債・純資産合計	44,852,171,663	41,454,182,389

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	自 2021年4月2日 至 2022年4月1日

<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>株式及び投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>外国金融商品市場(以下「海外取引所」という)に上場されている株式及び投資証券 原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。 計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社が忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。</p>
<p>2．デリバティブの評価基準及び評価方法</p>	<p>外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>3．収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金 原則として、株式、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
<p>4．その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づいて処理しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	2021年4月1日現在	2022年4月1日現在



1. 受益権の総数	34,969,708,786口	28,879,149,563口
2. 1口当たり純資産額	1.2826円 (12,826円)	1.4266円 (14,266円)
(1万口当たり純資産額)		

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

項目	期別	自 2020年4月2日 至 2021年4月1日	自 2021年4月2日 至 2022年4月1日
----	----	----------------------------	----------------------------

<p>1. 金融商品に対する取組方針</p>	<p>当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p>	<p>同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載されております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替変動リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として為替予約取引を行っております。為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載されております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替変動リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として為替予約取引を行っております。為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>委託会社では、組織規程に基づき、法令等及び投資ガイドライン等の遵守に関する事項を担当するコンプライアンス部と、市場リスク等リスク管理の検証を担当する業務部が設置されております。コンプライアンス部は投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行っております。</p> <p>さらに、リスク管理規程その他の社内規程に基づき、運用リスクに係る状況の把握と同リス</p>	<p>同左</p>

<p>4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>クの管理のための方策を決定することを目的として、パフォーマンス検討委員会が設置され、定期的を開催されております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>
-------------------------------	---	---

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	自 2020年4月2日 至 2021年4月1日	自 2021年4月2日 至 2022年4月1日
----	----	----------------------------	----------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 (1) 株式、投資証券	「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	同左
(2) 派生商品評価勘定	該当事項ありません。	デリバティブ取引について、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております
(3) 金銭債権及び金銭債務	貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 2020年4月2日 至 2021年4月1日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	3,032,934,557
投資証券	69,129,111
合 計	3,102,063,668

（自 2021年4月2日 至 2022年4月1日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	446,835,740
投資証券	83,014,690
合 計	529,850,430

（デリバティブ取引に関する注記）

（2021年4月1日現在）

該当事項はございません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表(通貨)							
(2022年4月1日現在)							
							(単位： 円)
区分	種類	買建/売建	通貨	契約額等	契約額等 うち一年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取 引	為替予約 取引	売建	米ドル	203,000,000	-	203,099,729	99,729
	小計			203,000,000	-	203,099,729	99,729
合計				203,000,000	-	203,099,729	99,729

(注)時価の算定方法

1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 同期間末日において当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2) 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はございません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

	2021年4月1日現在	2022年4月1日現在
期首元本額：	8,564,322,379円	34,969,708,786円
期中追加設定元本額：	26,998,463,350円	1,308,110,461円
期中一部解約元本額：	593,076,943円	7,398,669,684円
期末元本額：	34,969,708,786円	28,879,149,563円
元本の内訳：*		
アンカーMFGグローバル株式ファン ド（分配型）（適格機関投資家専 用）	2,007,117,689円	1,801,816,383円
アンカーMFGグローバル株式ファン ド（為替ヘッジなし） （適格機関投資家専用）	32,430,995,505円	26,651,168,966円
アンカーMFGグローバル株式ファン ド（為替ヘッジあり） （適格機関投資家専用）	531,595,592円	426,164,214円

\* 当該親投資信託の受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

### (3) 附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

株式

(2022年4月1日現在)						
通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考	
米ドル	AMAZON.COM INC	3,069	3,259.95	9,991,746.75		
	YUM! BRANDS INC	111,818	118.53	13,253,787.54		
	LOWES COS INC	37,908	202.19	7,664,214.14		
	MCDONALDS CORP	52,860	247.28	13,071,220.80		
	MICROSOFT CORP	90,024	308.31	27,755,299.44		
	XCEL ENERGY INC	62,466	72.17	4,508,171.22		
	PEPSICO INC	96,529	167.38	16,157,024.02		
	PROCTER AND GAMBLE CO./THE	76,232	152.80	11,648,249.60		
	US BANCORP	148,160	53.15	7,874,704.00		
	STARBUCKS CORP	119,015	90.97	10,826,794.55		
	NETFLIX INC	26,312	374.69	9,859,212.06		
	MASTERCARD INC - A	45,010	357.36	16,085,973.80		
	VISA INC-CLASS A SHARES	85,584	221.77	18,979,963.66		
	HCA HEALTHCARE INC	11,822	250.62	2,962,829.64		
	META PLATFORMS INC-CLASS A	37,998	222.36	8,449,235.26		
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	106,641	132.12	14,089,406.92		
	EVERSOURCE ENERGY	49,945	85.19	4,404,649.55		
	ALPHABET INC-CL A	1,454	2,781.35	4,044,082.90		
	ALPHABET INC-CL C	6,587	2,782.89	18,397,425.13		
WEC ENERGY GRP INC	46,602	99.51	4,670,927.62			
小計	銘柄数:	20		224,891,620.66		
				(27,481,756.04)		
	購入時価比率:	66.7%		75.7%		
スターリング・ポンド	DIAGEO PLC	225,111	38.63	8,697,183.48		
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	5,013,450	0.47	2,359,078.89		
	ROCKIT BENCKISER GROUP PLC	157,469	58.32	9,153,592.06		
小計	銘柄数:	3		20,209,854.43		
				(3,250,517.41)		
	購入時価比率:	7.9%		9.0%		
スイス・フラン	NOVARTIS AG-REG	147,808	81.25	12,009,400.00		
	NESTLE SA-REG	97,097	120.20	11,671,039.40		
小計	銘柄数	2		23,680,439.40		
				(3,130,793.53)		
	購入時価比率:	7.6%		8.6%		
ユーロ	SAP SE	85,962	101.12	8,692,029.44		
	SAFFRAN SA	41,198	107.26	4,414,607.08		
	AMADEUS IT GRP SA	80,762	59.16	4,779,485.16		
小計	銘柄数:	3		17,886,121.68		
				(2,413,510.84)		
	購入時価比率:	3.9%		6.7%		
合計				36,276,577.84		
				(36,276,577.84)		

## 株式以外の有価証券

(2022年4月1日現在)						
通貨	種類	銘柄	発行総額(口)	評価額単価	評価額	備考
米ドル	投資証券	GROWN CASTLE INTL CORP	64,453,000	184.60	11,895,927.80	
小計			64,453,000		11,895,927.80	
		銘柄数:	1		(1,453,938.50)	
		購入時価比率:	3%		100%	
合計	投資証券				1,453,938.50	
					(1,453,938.50)	

## 有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2. 小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率及び各計欄の合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

〔外貨建有価証券の内訳〕				
通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式20銘柄	95.0%	-%	76.7%
	投資証券1銘柄	-%	5.0%	
スターリング・ポンド	株式3銘柄	100.0%	-%	8.6%
スイス・フラン	株式2銘柄	100.0%	-%	8.3%
ユーロ	株式3銘柄	100.0%	-%	6.4%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表（デリバティブ取引に関する注記）に注記しており、ここでは省略しております。

「ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	2022年4月25日現在	2023年4月25日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	46,627,022,968	74,872,759,157
流動資産合計	46,627,022,968	74,872,759,157
資産合計	46,627,022,968	74,872,759,157
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1 46,532,363,048	74,749,343,314



剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	94,659,920	123,415,843
元本等合計	46,627,022,968	74,872,759,157
純資産合計	46,627,022,968	74,872,759,157
負債純資産合計	46,627,022,968	74,872,759,157

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 2022年4月26日
至 2023年4月25日
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2022年4月25日現在	2023年4月25日現在
1. 1 期首	2021年4月27日	2022年4月26日
期首元本額	90,519,106,349円	46,532,363,048円
期中追加設定元本額	67,101,733,775円	124,517,757,196円
期中一部解約元本額	111,088,477,076円	96,300,776,930円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ米ドル・ブルファンド (適格機関投資家専用)	39,467,552円	4,398,808,967円
ダイワ米ドル・ベアファンド (適格機関投資家専用)	7,525,197,747円	12,308,176,951円
ダイワ・マネーポートフォリオ (F0Fs用)(適格機関投資家専用)	1,089,639円	1,089,639円
ダイワJリートベア・ファンド (適格機関投資家専用)	1,065,586,281円	1,484,634,373円
米国国債プラス日本株式ファンド2021-01(部分為替ヘッジあり/適格機関投資家専用)	21,505円	1,518,511円
米国国債プラス日本株式ファンド2021-07(部分為替ヘッジあり/適格機関投資家専用)	290円	1,993,906円

米国国債プラス日本株式ファンド2022-01(部分為替ヘッジあり/適格機関投資家専用)	961,278,864円	-円
ダイワ/バリュー・パートナーズ チャイナ・ヘルスケア・フォーカス	9,976円	9,976円
通貨選択型 米国リート・クワトロ(毎月分配型)	159,141円	159,141円
通貨選択型アメリカン・エクイティ・クワトロ(毎月分配型)	159,141円	159,141円
オール・マーケット・インカム戦略(資産成長重視コース)	9,963円	9,963円
オール・マーケット・インカム戦略(奇数月定額分配コース)	9,963円	9,963円
オール・マーケット・インカム戦略(奇数月定率分配コース)	9,963円	9,963円
オール・マーケット・インカム戦略(予想分配金提示型コース)	9,963円	9,963円
NYダウ・トリプル・レバレッジ	1,506,712,234円	1,191,729,296円
世界セレクトティブ株式オープン(為替ヘッジあり/年1回決算型)	998円	998円
世界セレクトティブ株式オープン(為替ヘッジあり/年2回決算型)	998円	998円
FANG+ブルベア・マネーポートフォリオ	992,420円	992,420円
ポーレン米国グロース株式ファンド(資産成長型)	998円	998円
ポーレン米国グロース株式ファンド(予想分配金提示型)	998円	998円
トレンド・キャッチ戦略ファンド	9,977円	9,977円

AHLターゲットリスク・ライ ト戦略ファンド(適格機関投 資家専用)	8,853,908,475円	8,040,038,758円
ダイワユーロベア・ファンド 2(2倍、非リバランス型) (適格機関投資家専用)	4,711,692,994円	- 円
ダイワユーロベア・ファンド (2倍、非リバランス型) (適格機関投資家専用)	17,331,987,251円	- 円
ダイワJGBベア・ファンド (適格機関投資家専用)	4,530,444,581円	47,316,377,278円
ダイワノロジャーズ国際コモ ディティ™・ファンド	2,417,017円	2,417,017円
ダイワノフィデリティ・アジ ア・ハイ・イールド債券ファ ンド(通貨選択型)日本円・ コース(毎月分配型)	998円	998円
ダイワノフィデリティ・アジ ア・ハイ・イールド債券ファ ンド(通貨選択型)ブラジ ル・リアル・コース(毎月分 配型)	998円	998円
ダイワノフィデリティ・アジ ア・ハイ・イールド債券ファ ンド(通貨選択型)アジア通 貨・コース(毎月分配型)	998円	998円
ダイワ豪ドル建て高利回り証 券(毎月分配型)	9,949円	9,949円
ダイワ米国国債7-10年ラ ダー型ファンド・マネーポー トフォリオ - USトリア ングル -	997,374円	997,374円
ダイワ豪ドル建て高利回り証 券ファンド - 予想分配金提 示型 -	173,802円	173,802円
計	46,532,363,048円	74,749,343,314円
2. 期末日における受益権の総数	46,532,363,048口	74,749,343,314口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2022年4月26日 至 2023年4月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2023年4月25日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

2022年4月25日現在	2023年4月25日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022年4月25日現在	2023年4月25日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	2022年4月25日現在	2023年4月25日現在
1口当たり純資産額	1.0020円	1.0017円
（1万口当たり純資産額）	（10,020円）	（10,017円）

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2023年4月28日

資産総額	153,757,011円
負債総額	1,833,741円
純資産総額（ - ）	151,923,270円
発行済数量	156,851,909口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9686円

(参考) アンカーMFGグローバル株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

## 純資産総額計算書

(2023年3月31日現在)

資産総額	486,117,985 円
負債総額	28,251,798 円
純資産総額（ - ）	457,866,187 円
発行済数量	469,993,310 口
1単位当たり純資産総額（ / ）	0.9742 円

## 参考情報 アンカーMFGグローバル株式マザーファンド

(2023年3月31日現在)

資産総額	30,330,057,897 円
負債総額	9,947,552 円
純資産総額（ - ）	30,320,110,345 円
発行済数量	20,649,596,018 口
1単位当たり純資産総額（ / ）	1.4683 円

(参考) ダイワ・マネーポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

2023年4月28日

資産総額	75,422,540,331円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	75,422,540,331円
発行済数量	75,298,464,720口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0016円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典  
ありません。

(3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金



償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

2023年4月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間に於ける資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

##### ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	92	325,078
追加型株式投資信託	779	21,915,888
株式投資信託 合計	871	22,240,966
単位型公社債投資信託	84	166,622
追加型公社債投資信託	14	1,401,574
公社債投資信託 合計	98	1,568,196
総合計	969	23,809,162

## 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
3. 財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,168	1,982
有価証券	486	346
前払費用	332	393
未収委託者報酬	13,811	12,525
未収収益	52	47
関係会社短期貸付金	24,900	22,100
その他	45	59
流動資産計	42,799	37,455
固定資産		
有形固定資産	1	196
建物	4	3
器具備品	198	193
無形固定資産	1,770	1,482
ソフトウェア	1,738	1,351
ソフトウェア仮勘定	31	131
投資その他の資産	16,617	13,824
投資有価証券	10,755	8,260
関係会社株式	3,705	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,067	1,066

繰延税金資産	885	824
その他	26	20
固定資産計	18,591	15,503
資産合計	61,390	52,959

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	65	101
未払金	9,856	5,874
未払収益分配金	26	38
未払償還金	12	12
未払手数料	4,917	4,525
その他未払金	2	2
未払費用	4,246	3,987
未払法人税等	980	560
未払消費税等	1,016	327
賞与引当金	866	692
その他	2	2
流動負債計	17,033	11,545
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	2,399	2,276
役員退職慰労引当金	13	51
その他	1	0
固定負債計	2,415	2,329
負債合計	19,449	13,874
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,925	11,505

利益剰余金合計	14,299	11,879
株主資本合計	40,969	38,549
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	971	534
評価・換算差額等合計	971	534
純資産合計	41,941	39,084
負債・純資産合計	61,390	52,959

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	74,402	69,845
その他営業収益	545	559
営業収益計	74,948	70,405
営業費用		
支払手数料	31,234	29,405
広告宣伝費	650	662
調査費	9,104	9,638
調査費	1,252	1,469
委託調査費	7,851	8,169
委託計算費	1,729	1,783
営業雑経費	2,051	1,658
通信費	189	181
印刷費	468	468
協会費	46	51
諸会費	15	17
その他営業雑経費	1,331	939
営業費用計	44,768	43,147
一般管理費		
給料	5,948	5,788
役員報酬	306	317
給料・手当	4,281	4,369
賞与	493	409
賞与引当金繰入額	866	692
福利厚生費	867	874
交際費	46	66
旅費交通費	48	95

租税公課	527	476
不動産賃借料	1,300	1,300
退職給付費用	408	488
役員退職慰労引当金繰入額	10	38
固定資産減価償却費	606	625
諸経費	1,864	2,193
一般管理費計	11,628	11,946
営業利益	18,551	15,310

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	327	286
有価証券償還益	40	150
その他	264	171
営業外収益計	631	608
営業外費用		
投資有価証券売却損	59	244
有価証券償還損	0	2
その他	34	31
営業外費用計	93	277
経常利益	19,089	15,642
特別損失		
関係会社整理損失	-	229
投資有価証券評価損	331	257
特別損失計	331	486
税引前当期純利益	18,757	15,155
法人税、住民税及び事業税	5,950	4,589
法人税等調整額	69	248
法人税等合計	6,019	4,838
当期純利益	12,738	10,317

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388
当期純利益	-	-	-	12,738	12,738	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,350	3,350	3,350
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,298	40,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 9,388
当期純利益	-	-	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）



	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

## 注記事項

（重要な会計方針）

## 1．有価証券の評価基準及び評価方法

## （1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

## （2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2．固定資産の減価償却の方法

## （1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15～18年
----	--------

器具備品

4～20年

## (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

## (重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

## (会計方針の変更に関する注記)

## (時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載してありません。

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度	当事業年度
(2022年3月31日)	(2023年3月31日)

建物	37百万円	38百万円
器具備品	283百万円	296百万円

## 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金	4,694百万円	1,178百万円

## 3 保証債務

前事業年度(2022年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,900百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2023年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,112百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額(百万 円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年 3月31日	2021年 6月23日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	12,737百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,883円
基準日	2022年3月31日

効力発生日

2022年6月24日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2．配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

## （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,316百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,955円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月27日

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会

社株式は発行体の信用リスクに晒されており、関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

### （3）金融商品に係るリスク管理体制

#### 市場リスクの管理

##### （ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

##### （ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

#### 信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

## 2．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2022年3月31日）

### （1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	66	-	-	66
資産合計	66	-	-	66

当事業年度（2023年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	-	7,939
資産合計	57	7,882	-	7,939

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

（有価証券関係）

#### 1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2022年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

#### 2．その他有価証券

## 前事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	66	55	11
（2）その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	454
小計	3,753	4,208	454
合計	10,575	9,180	1,395

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	57	55	1
（2）その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	392
小計	2,798	3,190	392
合計	7,939	7,168	771

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

## 前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（1）株式	-	-	-
（2）その他 証券投資信託	1,719	327	59
合計	1,719	327	59

## 当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
（1）株式	-	-	-
（2）その他 証券投資信託	2,359	296	244

合計	2,359	296	244
----	-------	-----	-----

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

##### 2. 確定給付制度

###### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務 の期首残高	2,452百万円	2,399百万円
勤務費用	152	150
退職給付の 支払額	303	322
その他	98	48
退職給付債務 の期末残高	2,399	2,276

###### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,399百万円	2,276百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276
退職給付引当金	2,399	2,276
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276

###### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額



	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
勤務費用	152百万円	150百万円
その他	67	153
確定給付制度に係る退職給付費用	219	303

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度189百万円、当事業年度184百万円であります。

### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年 3月31日)	当事業年度 (2023年 3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	734	697
賞与引当金	227	182
投資有価証券評価損	144	177
関係会社株式評価損	-	155
未払事業税	213	114
出資金評価損	94	94
システム関連費用	111	68
その他	437	309
繰延税金資産小計	1,963	1,799
評価性引当額	356	459
繰延税金資産合計	1,607	1,339
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	562	356
連結法人間取引(譲渡益)	159	159
繰延税金負債合計	722	515
繰延税金資産の純額	885	824

#### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2022年 3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

### 3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### （収益認識関係）

##### （1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が69,845百万円、その他559百万円であります。

##### （2）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

##### （3）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### （セグメント情報等）

##### [セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

##### [関連情報]

#### 1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略していません。

#### 2. 地域ごとの情報

##### （1）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略していません。

##### （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略していません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取(注)	19,000 0	関係会社短期貸付金 受取利息関係会社	24,900 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	(株)大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取(注)	17,100 0	関係会社短期貸付金 受取利息関係会社	22,100 0
-----	---------------	---------	---------	---------	--------------	----	------	-------------------	-------------	-----------------------	-------------

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,900	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証(注)	2,112	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

## (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
----	--------	-----	---------------	-------	-------------------	-----------	-------	-----------	----	-----------

同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2） 不動産の賃借料（注3）	15,348 1,062	未払手数料 長期差入保証金	3,028 1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注4）	1,065	未払費用	91

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

（注3）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

（注4）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

## 当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2） 不動産の賃借料（注3）	13,072 1,062	未払手数料 長期差入保証金	2,663 1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注4）	883	未払費用	81

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

### （1株当たり情報）

前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）		当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	
1株当たり純資産額	16,078.50円	1株当たり純資産額	14,983.42円
1株当たり当期純利益	4,883.43円	1株当たり当期純利益	3,955.35円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	当事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
当期純利益（百万円）	12,738	10,317
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

### （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2022年03月末日現在)	事業の内容	備考
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	(注6)	
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	(注6)	
販売会社	丸三証券株式会社	10,000百万円	(注1)	
	楽天証券株式会社	17,495百万円	(注1)	

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないません。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

## 3【資本関係】

委託会社は、丸三証券株式会社の株式を133,704株所有しています。



### 第3【その他】

#### (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

- ・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- ・ 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- ・ 委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。
- ・ 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
  - 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
  - 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
- ・ 使用開始日を記載することがあります。
- ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
  - 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
  - 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
- ・ 次の事項を記載することがあります。
  - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- ・ 委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ・ ファンドの形態等を記載することがあります。
- ・ 図案を採用することがあります。
- ・ ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- ・ 委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。
- ・ UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

**独立監査人の監査報告書**

2023年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

2023年6月16日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明  
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界セレクトティブ株式オープン（為替ヘッジあり/年1回決算型）の2022年4月26日から2023年4月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界セレクトティブ株式オープン（為替ヘッジあり/年1回決算型）の2023年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。